

サービス利用規約

第1条 法的合意

- 1) お客様は、次のいずれかを実行することにより、このサービス利用規約(以下「本規約」という)のすべての条項に同意したものとみなされ、本サービスに関して本規約に法的に拘束されます。
 - (a) 本サービス用のサービス提供者のウェブサイト上の『承諾』、『同意』またはそれらと同種のボタンをクリックしたこと、
 - (b) 別途サービス提供者と本サービスの利用に関する契約を締結したこと、または
 - (c) 本サービスの利用を開始したこと。
- 2) サービス提供者は、本サービスに特有の仕様または条件を反映する条項(以下「追加条項」という)を、本規約に追加して定めることができるものとし、追加条項が定められた場合、当該追加条項は、本規約に自動的に組み入れられ、本規約の一部となります。
- 3) お客様が第三者(お客様がその従業員である会社/組織を含む)の代わりに本規約に同意する場合または同意したとみなされる場合、お客様は、かかる同意をするための必要な権限を有するとともに、かかる同意につき責任を負うことを了承します。この場合、本規約における「お客様」とはその第三者を指すものとします。
- 4) サービス提供者は、いつでも本規約(本サービスに適用される追加条項がある場合はそれを含みます)を変更することができるものとします。サービス提供者が本規約を変更する場合、サービス提供者は、変更につきサービス提供者が指定する Web サイトまたは電子メール、その他の方法によりお客様に通知するものとします。お客様は、サービス提供者が変更後の本規約を最初に通知または開示した日から、変更後の規約に拘束されます。変更された本規約を確認する責任はお客様にあります。
- 5) 本サービスに追加された追加条項と本規約の条項の間に矛盾がある場合、当該追加条項が優先します。
- 6) 本規約のいかなる条項も、法令により制限、排除または修正することのできないお客様が享受する保証その他の権利(適用となる法令に定める法定の保証を含む)を制限、排除または修正するものではありません。

第2条 定義

本規約における用語の定義は次の通りとします。

- (a) 「富士フィルムビジネスイノベーション」とは、その本店を日本国東京都港区赤坂 9-7-3(郵便番号 107-0052)に置く日本国法人である富士フィルムビジネスイノベーション株式会社を意味します。
- (b) 「本サービス」とは、富士フィルムビジネスイノベーションまたは富士フィルムビジネスイノベ

ーションの販売会社が、有償・無償を問わず、インターネットを經由してお客様に提供するサービスで、かつ、お客様が発行または提出する当該サービスの注文書・申込書（インターネット経由でサービスを注文しまたは申込み場合はその画面）により本規約を当該サービスの利用の条件として引用または表示するものをいいます。

- (c) 「サービス提供者」とは、お客様が本サービスの利用のため発行または提出する注文書・申込書（インターネット経由で本サービスを注文しまたは申込み場合はその画面）により特定される、本サービスをお客様に提供する富士フイルムビジネスイノベーションまたは富士フイルムビジネスイノベーションの販売会社をいいます。

第3条 本サービスの利用

- 1) お客様は、本規約に従うことを条件に、本サービスにアクセスし利用することができます。
- 2) サービス提供者は、お客様が本サービスを利用するにあたり、ファイルサイズ、格納できるデータの量、データを一度に処理できる量、その他の技術的制約などの合理的な利用上の制限を課すことがあります。お客様は、お客様に割り当てられたデータ格納領域の容量が上限に達する前に、技術的な条件のために本サービスが停止する可能性があることを了解します。

第4条 利用環境

- 1) 本サービスの利用には、ある特定の技術的な利用環境（サービスに適応するハードウェアデバイス、インターネットへのアクセスおよびサービス提供者が指定するソフトウェア（別途お客様に料金をご負担いただく場合があります）など）が必要となる場合があります。前記の利用環境には定期的なアップデートおよび更新後の利用環境も含まれ、当該更新が本サービスの品質に影響を与える可能性もあります。お客様は、これらの利用環境の要求を実現することはお客様自身の責任であり、サービス提供者または富士フイルムビジネスイノベーションが当該利用環境の要求の実現につき何ら責任を負わないことに同意します。
- 2) 本サービスは、外部サービスと本サービスとを ID 連携することにより、外部サービスの認証情報を利用してログインすることにより利用できる場合があります。ただし、外部サービスに起因して本サービス利用できない場合、富士フイルムビジネスイノベーションはいかなる保証もせず、責任を負いません。

第5条 サービス用ソフトウェアの扱い

- 1) サービス提供者は、本サービスの一部としてまたは本サービスとともにお客様のデバイスにインストールされるソフトウェア（以下「サービス用ソフトウェア」という）の譲渡不可かつ非独占的使用権を、有償または無償でお客様にライセンスすることがあります。サービス用ソフトウェアは本サ

サービスの目的でのみ、別途サービス提供者が認める方法によって使用されます。

- 2) お客様がサービス用ソフトウェアの全部または一部を複製、変更、頒布、販売、貸与することは厳に禁止されています。また、お客様は、サービス用ソフトウェアのソース・コードの抽出を試みることおよびリバースエンジニアリングもできません。
- 3) お客様は、サービス用ソフトウェアのインストール時または使用開始時に、別途サービス提供者または富士フイルムビジネスイノベーションによって指定されるライセンス条件を遵守する旨同意することを了承します。

第6条 お客様による問い合わせ

サービス提供者は、サービス提供者が指定する連絡先に送られたお客様の問い合わせに対し助言します。追加条項に定めのない限り、お客様は本サービスの利用方法に関してのみ、問い合わせができます。サービス提供者は、サービス提供者の判断により、別途有償にて追加のサポートを提供することがあります。

第7条 再委託

サービス提供者は、その裁量により、本サービスの全部または一部を第三者に再委託できるものとします。ただし、サービス提供者は、再委託により本規約にもとづくお客様に対する責任を免れるものではありません。

第8条 サービスの変更

サービス提供者は、その裁量により、本サービスの全部または一部を、お客様に対して何らの責任を負うことなく、随時変更、更新または廃止することができます。サービス提供者は、当該変更、更新または廃止の前にお客様に通知するように合理的な努力をいたします。サービス提供者が本サービス全体を廃止する場合、未履行分に相当する料金を返金いたします。

第9条 料金と支払い

- 1) お客様は、富士フイルムビジネスイノベーションまたはサービス提供者からの請求に従って、本サービスの対価（以下「サービス料金」という）を、請求書に記載されたか、あらかじめ合意された支払方法および支払期日に従って支払います。サービス料金にかかる消費税および送金手数料は、お客様の負担とします。

- 2) お客様が支払期日までにサービス料金を支払わなかったとき、富士フイルムビジネスイノベーションまたはサービス提供者は、年利 12%の日割り計算された遅延損害金を請求することができるものとします。
- 3) お客様は、お客様が第三者から提供を受ける電話サービス、インターネット接続サービス等、本サービスを利用するにあたって必要となる、本サービス以外のサービスの対価を、お客様と第三者との契約に従って支払うものとします。富士フイルムビジネスイノベーションおよびサービス提供者は、これらの第三者が提供するサービスの対価に関し、何ら責任を負いません。
- 4) お客様が支払われたサービス料金は、本規約に別段の定めがある場合を除き、返金されないものとします。
- 5) お客様が、サービス提供者とサービス料金の支払いに関し、別途書面で合意している場合には、当該合意が本条 1)ないし 4)の定めに優先するものとします。
- 6) (i)本契約締結後の著しい経済変動、(ii)サービス提供者の提携事業者の料金改定、または(iii)その他本サービスの提供コストが大幅に上昇する事由が生じた場合、サービス提供者は料金改定日の 2 カ月前までに書面でお客様に通知する事により、サービス料金を改定する事ができるものとします。ただし、料金改定がお客様に不利とならない場合、サービス提供者は、料金改定日の前日までにお客様に通知することにより、当該料金を改定する事ができるものとします。

第 10 条 ユーザーおよびユーザーID の管理

1) ユーザー.

お客様は、お客様とサービス提供者との本サービスの利用に関する契約にもとづき本サービスを利用する個人（以下「ユーザー」という）に対し本規約の内容を周知するとともに、本規約の義務を遵守させ、そのユーザーの行為およびユーザーによって引き起こされた結果に責任を負います。お客様とユーザーの間で紛争、訴訟等の問題が発生した場合、サービス提供者および富士フイルムビジネスイノベーションは一切その責任を負わないものとします。

2) 管理者.

サービス提供者は、お客様に、次の役割を負う管理者（以下「管理者」という）を選任していただく場合があります。

- (a) お客様のユーザーが本サービスを使用するための ID(以下「ユーザー ID」という)の登録、管理
- (b) サービス提供者との連絡。

お客様は、サービス提供者に、お客様管理者を通知するものとします。管理者を変更する場合、サービス提供者に通知するものとします。

- 3) ユーザーID およびそのパスワードの使用および管理、ならびにそのセキュリティの維持に関する責任はお客様が負うものとします。ユーザーID およびパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三

者の使用等による損害について、サービス提供者および富士フイルムビジネスイノベーションは、何らの責任も負わないものとします。

- 4) サービス提供者は、ユーザーID とそのパスワードを使用した者をユーザーとみなすものとし、お客様はこれに同意します。
- 5) 1つのユーザーID は1ユーザーのみに対し付与され使用されるものであり、複数のユーザーにより共用されてはなりません。
お客様は、ユーザーID およびパスワードを第三者に開示、譲渡、貸与、交換または共有してはならないことを認識し、管理者およびユーザーが、ユーザーID およびパスワードを第三者に開示、譲渡、貸与、交換または共有しないよう管理するものとします。
- 6) 第三者がユーザーとして本サービスを利用する場合であっても、ユーザーID およびパスワードが一致しているかぎり、当該第三者による本サービスの利用はお客様による使用として、お客様は、サービス料金ならびに適用となる税金をサービス提供者に支払うものとします。
- 7) お客様は、ユーザーが本サービスの最終利用日から所定の期間内に再アクセスしなかった場合、サービス提供者によって当該ユーザーのユーザーID を削除されることを了承します。サービス提供者によって当該ユーザーID が削除された場合にお客様またはユーザーに生じた損害について、サービス提供者は、何らの責任も負わないものとします。

第11条 お客様データおよびコンテンツ

- 1) お客様は、お客様およびユーザーならびに第三者が本サービスに格納または提供するコンテンツについて、サービス提供者および富士フイルムビジネスイノベーションが一切の責任を負わないことに同意するものとします。
- 2) お客様は、お客様およびユーザーが本サービスに格納し、または提供するお客様データの内容について、サービス提供者が確認する義務を負わないことに同意するものとします。
サービス提供者および富士フイルムビジネスイノベーションは、常にお客様データが社会通念上不適切でないかおよび本規約を遵守したものであるかを判断する権利を留保するとともに、当該お客様データが本規約に違反し、その他社会通念上適切でないと認められるときは、いつでも、予告なく、独自の裁量により、そのお客様データを事前に選別、移動、拒絶、修正および/または削除することができます。
- 3) サービス提供者および富士フイルムビジネスイノベーションは、いかなる場合においても、本サービスの利用によって生じるお客様データおよびプログラムの破損、消失に対して責任を負わないものとします。

第12条 制限事項

- 1) 本規約に明示された場合を除き、お客様は、次の行為をしてはならないものとします。

- (a) 本サービス上の権利を第三者に譲渡する、または本サービス上の権利に担保権を設定する行為
- (b) 本サービスの全部または一部を構成部分として組込んだプログラムを作成し、当該プログラムを開示、販売、賃貸または第三者に使用許諾する行為
- (c) 本サービスの全部または一部をリバースエンジニアリングする行為
- (d) サービス提供者が提供または許可した利用方法およびインターフェース以外の手段で、本サービスにアクセスする行為
- (e) 第三者に本サービスの使用または便益を提供することでサービスの提供者としてふるまう行為
- (f) サービス提供者または第三者の財産権、著作権、プライバシーその他の権利を侵害する行為
- (g) サービス提供者または第三者に不利益もしくは損害を与える行為
- (h) 本サービスの提供を妨害する行為
- (i) コンピューターワーム、トロイの木馬、コンピューターウイルス、またはその他有害もしくは悪意のあるプログラム（以下「有害プログラム」という）を、送信またはばら撒く行為
- (j) 違法、中傷的、名誉毀損、プライバシー侵害、脅迫的、不法、侮蔑的、迷惑、悪意的、人種・民族差別的、性的または猥褻な行為その他社会通念上不適切な行為を行うために本サービスを使用する行為
- (k) 法令に違反する行為
- (l) (a)ないし(k)のいずれかを行おうとする行為
- (m) 第三者に(a)ないし(k)のいずれかを行わせる行為

2) お客様は、次の事項に合意するものとします。

- (a) サービス提供者または富士フイルムビジネスイノベーションが本サービスに関連して提供する指示書その他の関連書類等の書面に記載される指示事項にしたがうこと
- (b) 本サービスの運営を妨げないよう、合理的な注意を払って本サービスを利用すること

3) お客様は、次の事項に自ら責任を負うものとします。

- (a) 本サービスの利用に必要な全ての機材・機器の調達
- (b) 本サービスの利用を通じてアップロードし、ダウンロードし、転送し、または格納するあらゆるデータの使用
- (c) 定常的なデータのバックアップおよびバックアップデータの保守・管理
- (d) ウイルス対策ソフトの導入等の有害プログラムへの感染予防対策

第13条 知的財産権

1) 本規約は、本サービスを利用するための条件のみを定めるものであって、サービス提供者または富士フイルムビジネスイノベーションからお客様への本サービス(サービス用ソフトウェアを含む。以下本条において同じ)に関するいかなる権利の譲渡の条件を定めるものではありません。本サービス(本サービスのためのバックアップコピーを含む)およびサービス提供者または富士フイルムビジネスイノベーションが提供したすべての文書および報告書(オンラインでまたは本サービスとともに公開した文書を含む)に関する全ての権利および利益は、常にサービス提供者、富士フイルムビジネスイノベーションまたはそのライセンサーに独占的に帰属します。

お客様は、サービス提供者の費用負担により、本サービスに関するサービス提供者、富士フィルムビジネスイノベーションまたはそのライセンサーが有する権利の維持・管理に必要となる合理的な協力をするものとします。サービス提供者、富士フィルムビジネスイノベーションまたはそのライセンサーは、本規約でお客様に明示的に付与されていないすべての権利を留保します。

- 2) 本サービスは、日本国およびその他の国の著作権法および国際条約ならびにその他の法律によって保護されています。
- 3) お客様は、本サービスの構造、構成およびサービス用ソフトウェアのソース・コードが、サービス提供者、富士フィルムビジネスイノベーションまたはそのライセンサーが排他的に所有する財産的価値のある企業秘密および機密情報であることを認識し、かつ、企業秘密および機密情報として取り扱われ保護されるべきものであることを了承します。

第 14 条 サービスの中断

1) 不可抗力

サービス提供者は、自己の責に帰さない事由（自然災害、戦争、テロ行為、暴動、労働争議、行政処置、インターネットの障害など）に起因してサービスの全部または一部が停止または中断し、もしくは不十分な提供となることについて、一切の責任を負わないものとします。

2) サービスの中断

サービス提供者は、サービス提供にかかる設備機器およびソフトウェア（サービス用ソフトウェアを含む）の保守（アップデートを含む）、工事、定期点検、不測の障害またはエラーなどのやむを得ないまたは合理的な事由による場合、本サービスの一部または全部を中断することができるものとします。

本項に基づきサービス提供者がサービスの全部または一部を中断する場合、サービス提供者は、事前にお客様に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

3) お客様事由による中断

サービス提供者は、お客様が次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの全部または一部の提供を中断することができるものとします。

- (a) お客様が本契約に定める義務に違反したとき、
- (b) 本サービスの利用に関し、お客様が、直接的または間接的に、サービス提供者または第三者の事業に対し重大な損害（設備およびデータ等の損壊を含むがそれに限定されない）を与えたときまたはその恐れがあるとき。

第 15 条 保証の排除

- 1) 適用される法令が最大限許容する限りにおいて、本サービス（サービス用ソフトウェアを含む。以下

本条において同じ)は「現状有姿」かつ「提供可能な限度」で提供されるものであり、サービス提供者、富士フイルムビジネスイノベーションおよびそのライセンサーは、商品性、特定目的適合性、品質が十分であること、正確性および第三者の権利侵害の不存在を含む、本サービスに関するあらゆる明示、黙示または法令上の保証を行わないものとします。

サービス提供者および富士フイルムビジネスイノベーションはさらに、(i)本サービスがお客様の要件を満たすこと、または常に利用可能で、中断されることがなく、タイムリーで、安全で、外部からの侵入がなく、エラーがないこと、(ii)本サービスの利用から得られる結果の有効性、正確性または信頼性、(iii)本サービスまたは品質がお客様の期待に適合すること、または(iv)本サービス内のエラーまたは欠陥が修正されることについて、一切保証しないものとします。

- 2) 本サービスまたはその機能の全部もしくは一部は、言語または国によっては利用できない場合があり、サービス提供者および富士フイルムビジネスイノベーションは、本サービスまたはその機能の全部もしくは一部が、特定の場所において利用に適したものであり、または利用可能なものであることを表明しません。お客様が自ら本サービスへのアクセスおよびその利用を選択されたことにつき、その選択はお客様独自の意思によるものであり、お客様は、適用される法令を遵守する責任を負います。

第 16 条 お客様による保証

お客様は、(i)データの消失、破損もしくは配信等の遅延、(ii)本サービスの利用を通じてお客様のシステムまたは機器に感染した有害プログラム、または、(iii)本サービスにアクセスまたは使用する者(サービス提供者、富士フイルムビジネスイノベーションおよびそれらの再委託先の従業員を除く)による不法・違法なものに限られない全ての作為または不作為に関してまたは起因して、第三者からサービス提供者または富士フイルムビジネスイノベーションもしくはそのライセンサーに対してなされるあらゆる請求(サービス提供者または富士フイルムビジネスイノベーションもしくはそのライセンサーの故意または重大な過失に基づく請求を除く)からサービス提供者または富士フイルムビジネスイノベーションもしくはそのライセンサーを防御し、補償し、一切の損害を生じさせないようにするものとします。

第 17 条 賠償制限

- 1) 適用される法令が最大限許容する限りにおいて、サービス提供者、富士フイルムビジネスイノベーションおよびそのライセンサーは、本サービス(サービス用ソフトウェアを含む。以下本条において同じ)の利用または利用不能もしくは本サービスに関連するその他の事項より生じる逸失利益、信用、使用もしくはデータの喪失、代替の物品・サービスの調達費またはその他の無形の財産的損失を含みますがこれらに限定されない、直接損害、間接損害、付随的損害、特別損害、偶発的損害または懲罰的損害の賠償については、責任を負いません(サービス提供者がそれらの損害賠償の可能性について知らされていた場合であっても同様とする)。本条のいかなる定めも、サービス提供者の故意または重過失の違法行為に対するサービス提供者の責任を制限および除外するものではありません。本規約から生じる、またはこれに関連するあらゆる事柄に対するサービス提供者および富士フイル

ムビジネスイノベーションの責任の総額は、当該責任を生じさせる事柄の発生前 1 カ月間にお客様が本サービスを使用するためにサービス提供者またはお客様が本サービスを発注した販売店に支払った総額を限度とします。

- 2) お客様は、本サービスが、本サービスに含まれるコンテンツ、データまたは情報に関する不具合もしくは情報の遅延、またはエラーもしくは不正確性によって、死亡、身体傷害、または重大な身体もしくは環境に対する損害を引き起こされるような状況や環境（原子力施設、飛行機運航または通信システム、航空管制、生命救助または武器システムを含むがこれらに限定されない）において使用されることを意図したものでなく、また、使用に適さないものであることを了解します。
- 3) お客様は、サービス提供者および富士フィルムビジネスイノベーションが次の各号のいずれかに該当する事項に対して一切の責任を負わないことに同意するものとします。
 - (a) お客様が使用する機器またはネットワーク環境に起因した本サービスの利用不能
 - (b) 本規約第 8 条または第 14 条にもとづく本サービスの変更、停止、中断または不十分な提供による、本サービスの利用不能
 - (c) 本サービスに対する不正な攻撃、ウイルス、通信上の不法行為等による、損害の発生
 - (d) 本サービスの利用による、お客様データまたはプログラムの破損および紛失

第 18 条 本サービスの提供の終了

1) お客様による解約

お客様は、本サービスをいつでも解約することができます。ただし、お客様が本サービスを解約しても、未払いのサービス料を支払う義務を免れるものではなく、また、本規約に明示された場合を除き、解約前にお客様が支払ったサービス料の払い戻しはできません。

2) サービス提供者による終了

サービス提供者は、次のいずれかに該当する場合には、サービス提供者の裁量により、本サービスの全部または一部のお客様に対する提供をいつでも終了することができます。

- (a) お客様が本規約の規定に違反した、またはお客様が本規約に従う意思がないか、従うことができないことを明らかに示す行動をした場合、
- (b) お客様が本サービスに対する料金を期限までに支払わなかった場合、
- (c) 法によりサービス提供者または富士フィルムビジネスイノベーションが本サービスを終了することが義務付けられた場合（お客様に対する本サービスの提供が違法である、または違法となった場合など）、
- (d) サービス提供者または富士フィルムビジネスイノベーションが、本サービスの全体または一部を中止することを決定した場合（法律の変更により、お客様の国・地域で本サービス提供を継続することが実際的でなくなった場合など）、
- (e) お客様が無償で本サービスを利用している場合、6 か月以上本サービスが利用されなかった場合、または
- (f) その他、サービス提供者が相当の理由をもって本サービスの提供を継続することが不相当と判断したとき。

- 3) サービス提供者は、前項のほか、商業上の合理的な理由にもとづき、当該サービスの提供を終了させることができます。
- ただし、この場合、サービス提供者は当該終了日の6ヶ月前までに、事前にお客様に通知するものとします。

第19条 サービス終了時の措置

原因の如何にかかわらず、本サービスの提供が終了した時、サービス提供者は、ユーザーIDを無効にし、お客様の本サービスへのログインを停止するとともに、本サービスに残存するデータ等が存在する場合には、これを消去するものとします。

お客様は、本サービスの終了までに、お客様の費用と責任において、お客様データをバックアップまたは自らの記録装置に移動しておくものとします。

第20条 その他

1) 準拠法

サービス提供者の所在地が日本国内である場合、本規約は日本法に準拠しこれに基づき解釈されるものとし、本規約から生じまたはこれに関連する紛争は東京地方裁判所を第一審の専属的裁判所とします。

サービス提供者の所在地が日本国外の場合、本規約はサービス提供者の本店の所在する地域、州または省における法令に準拠しこれに基づき解釈されるものとし、本規約から生じまたはこれに関連する紛争は、サービス提供者の本店の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的裁判所とします。

2) 適用言語

本規約は、日本語版を正本とします。

3) プライバシー

サービス提供者および富士ファイルムビジネスイノベーションは、お客様から提供される個人情報の収集、利用及び管理に関し、適用される個人情報の保護に関する法令および別途お客様にご案内するプライバシーポリシーを遵守します。

4) 譲渡禁止

お客様は、本規約または本規約に基づく権利および義務の一部または全部を、サービス提供者からの事前の書面による同意なく譲渡することはできません。サービス提供者または富士ファイルムビジネスイノベーションは、自己の関連会社が、本規約を遵守することを条件に、お客様の事前の同意を得ることなく、本規約または本規約に基づく権利および義務の一部または全部を当該関連会社に譲渡することができるものとします。

5) 輸出規制

本サービスを通じてデータ、ソフトウェアまたはその他のコンテンツを転送、掲示またはアップロードするなどの、本サービスおよび本ソフトウェアの利用には、お客様の所在国その他の国の輸出規制関連法令が適用される場合があります。

お客様は、適用されるすべての輸出規制関連法令を遵守することに同意します。

6) 権利不放棄

本規約に定めるサービス提供者の全部又は一部の権利放棄は、サービス提供者が書面により署名したものでない限り、法的効力はありません。

サービス提供者が本規約に基づくある権利を放棄した場合においても、他の機会における同じ権利の放棄とはみなされません。

7) 可分性

本規約のいずれかの部分が、無効または執行不能とされたときは、その部分は、両当事者の本来の意図が可能な限り反映される形で、適用法令に則して解釈され、残余部分については、完全に有効に存続するものとします。

8) 完全合意

本規約は、お客様とサービス提供者との間における完全な合意を構成し、お客様による本サービスの利用について規定するものであり、本サービスに関するお客様とサービス提供者との間における従前の合意と置き換えられます。

9) 契約条項の存続

本規約において、その性質から本契約の終了または満了後も有効に存続すると考えられる条項は、そのように解釈されるものとします。

10) 反社会的勢力の排除

(a) お客様ならびにサービス提供者および富士フイルムビジネスイノベーションは、自らが反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団およびその関係団体等をいう。）でないこと、反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名乗るなどして相手方の名誉・信用を毀損しもしくは業務の妨害を行いまはは不当要求行為をなさないこと、自己の主要な出資者または役職員が反社会的勢力の構成員でないことを表明し、保証します。

(b) お客様ならびにサービス提供者および富士フイルムビジネスイノベーションは、前項の規定を、自己の委託先および自己の調達先にも順守させる相当な努力を払う義務を負うものとします。

(c) お客様ならびにサービス提供者および富士フイルムビジネスイノベーションは、前二号に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が他の当事者に影響を与えると判断した場合には、直ちに他の当事者にその事実を報告します。

IT 環境運用支援サービス 追加条項

本追加条項は、サービス利用規約とともに、「IT 環境運用支援サービス」を契約されるお客様とサービス提供者との間の契約を構成するものです。

別途本追加条項に定めのない限り、本追加条項で使用される定義語は、サービス利用規約により定義される意味を有しません。

1. 定義

- 1) サービス契約とは、サービス提供者所定の注文書によるお客様からの申込みに対して、サービス提供者が注文書により承諾した、本サービスに関する契約を意味し、その契約条件は、注文書/注文書に記載の契約条項、サービス利用規約等に規定され、サービス提供先・サービス料金等の契約内容は、注文書/注文書に添付の契約明細等に記載されます。
- 2) 対象端末とは、お客様が所有するモバイルデバイスのうち、本サービスの対象となるサービス提供者所定のモバイルデバイスを意味します。
- 3) 機器とは、本契約対象の機械装置を意味します。
- 4) ネットワーク機器とは、機器を有線で接続するハブまたはルーター等のネットワーク機器類のうち別途サービス提供者が提示する書(以下「管理台帳」という)に記載される機器類を意味します。
- 5) 対象機器とは、機器およびネットワーク機器の総称とします。
- 6) 対象ソフトウェアとは、機器に搭載されたコンピューター・プログラムのうち本サービスの対象となるサービス提供者所定のコンピューター・プログラムを意味します。
- 7) サービス提供先事業所とは、日本国内におけるサービス契約記載のサービスの利用先を意味します。
- 8) お客様専用サイトとは、本サービスにもとづき、サービス提供者がお客様に提供するお客様の機器およびネットワーク機器等の情報を閲覧できるインターネット上のサイトを意味します。

2. サービスの内容

本サービスの内容および提供条件は、「サービス提供条件一覧」のとおりとします。

3. お客様の了解事項・責任等

- 1) お客様は、次の事項に同意します。
 - (a) サービス用ソフトウェアが機器の環境情報をサービス提供者に送信すること
 - (b) 前号で取得した情報を、サービス提供者が本サービスの履行および必要に応じたお客様への提案に使用すること
 - (c) 本サービスの品質および商品利用状況に関する連絡および調査の依頼をサービス提供者がお客様に行うこと
 - (d) リモート接続中、機器の画面をサービス提供者が閲覧すること、および本サービスの履行状況のログを採取すること
- 2) お客様は、前項を含み、本サービスの内容をユーザーに周知し、ユーザーが本サービスの提供に協力するよう、適切な措置を講ずるものとします。
- 3) サービス用ソフトウェアのライセンス管理およびユーザーによる「機器」の使用結果はお客様の責任とします。
- 4) サービス用ソフトウェアが機器の環境情報をサービス提供者に送信する機能を有していることから、機器を譲渡または廃棄する場合、お客様はサービス用ソフトウェアをアンインストールするものとします。
- 5) お客様は、本規約第 19 条(サービス終了時の措置)に規定する措置に加え、本サービスの終了までに、サービス用ソフトウェアのアンインストールを実施するものとします。なお、アンインストールに必要な各種設置情報等はお客様の責任で管理するものとします。

4. サービス提供者の責任

- 1) サービス用ソフトウェアの不具合およびリモート接続による本サービスに起因して生じたお客様の損害について、サービス提供者は一切の責を負わないものとします。
- 2) お客様が前項第 4 号または第 5 号を履行しないことに起因し、サービス提供者が第三者から損害賠償等を請求された場合、お客様はお客様の費用と責任でサービス提供者を防御し、当該請求を解決するものとします。
- 3) お客様が前項第 4 号または第 5 号を履行しないことに起因して発生した損害については、サービス提供者はその責を負わないものとします。

5. 損害賠償

お客様がサービス提供者の責に帰すべき事由を原因として現実に発生した損害の賠償を求めるすべての場合において、サービス提供者は損害の原因となったサービスに係わるサービス契約に定めるサービス料金(月額払いの場合は 1 ヶ月払いのサービス料金とし、サービス料金が一括払いの場合は該当するサービス料金)を上限とする通常かつ直接の損害についてのみ責任を負うものとします。

6. 特定個人情報の管理区域における合意事項

- 1) 本条において、特定個人情報とは「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、マイナンバー法といいます)第 2 条に定める特定個人情報をいいます。
- 2) 本条においてマイナンバー管理区域とは、マイナンバー法第 37 条にもとづいて制定された「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」の別添 2-E-a で定める「管理区域」をいいます。
- 3) お客様およびサービス提供者は本サービスが単純な保守サービス業務等の委託であり、マイナンバー法第 2 条に定める個人番号関係事務または個人番号利用事務のお客様からサービス提供者への委託を含まないことを確認します。
- 4) サービス提供者は、本サービスの提供に際し、特定個人情報を含む電子データ等を取り扱わないものとします。
- 5) サービス提供者が本サービスの提供に際し、お客様のマイナンバー管理区域に立ち入る場合、原則として、携帯電話、タブレット端末、PC、USB メモリ等の情報機器を持ち込まないものとします。
- 6) お客様は、本サービスの提供に際してサービス提供者が特定個人情報に触れることが無いよう、本サービスにかかる特定個人情報の削除、マスキング等の適切な措置を実施するものとします。
- 7) 前項の措置がやむを得ず行えない場合、お客様は、本サービスの提供に立会い、サービス提供者が特定個人情報に触れないことを確認するものとします。

7. 契約期間

本サービスの契約期間(以下、「契約期間」という)は、お客様の申し込みに応じてサービス提供者がサービス提供を開始した日から1年間とします。ただし、当該契約期間満了の2カ月前までにお客様またはサービス提供者のいずれからでも契約終了の通知をしない限り、契約期間は自動でさらに1年間更新するものとします。

8. 契約終了時の措置

本規約第9条第4項および第18条第1項の定めにかかわらず、契約期間中に本サービスの全部または一部が終了した場合、サービス提供者は、お客様から既に受領したサービス料金について、当該料金の対象期間に未経過日数があるとき、当該日数に応じた額(既に受領した消費税を含む)をお客様に返還するものとします。

9. その他

お客様は、本サービスの品質向上、仕様改善または必要に応じたお客様への提案のために、お客様が本サービスを利用したログまたは利用履歴を、サービス提供者が収集することに同意するものとします。

附則

2017年6月15日 制定

2017年9月29日 改定

2018年9月18日 改定

2021年4月 1日 改定

以上

サービス提供条件一覧

「IT 環境運用支援サービス」の各サービスの内容、提供条件、制限事項等を次のとおり定めます。

ただし、本一覧でいう「本サービス」は、サービス利用規約第2条第2項にかかわらず、各「サービス名」欄に記載のサービスを意味します。

IT あんしんサービスパックⅢ (エントリー/ベーシック)	
■基本サービス	
サービス名	サービス内容・提供条件・制限事項等
IT あんしんサービスパックⅢ (エントリー)	<p>1) 本サービス内容は次のとおりとします。</p> <p>① サービス用ソフトウェアおよびお客様専用サイトを通じた情報の収集と提供</p> <p>(a) お客様はサービス提供先事業所の機器、ネットワーク機器およびそれらが存在するサブネット上の情報をサービス用ソフトウェアにより収集できるものとします。</p> <p>(b) お客様は前号にもとづき収集された情報を、お客様専用サイトを通じて閲覧できるものとします。</p> <p>(c) お客様専用サイトのパスワードはお客様が自らの責任において管理するものとします。</p> <p>② 障害発生箇所・原因の特定支援</p> <p>(a) 対象機器および対象ソフトウェアに障害が発生した場合、サービス提供者はお客様の要請にもとづき、電話またはリモート接続によりお客様が行う障害発生箇所または原因の特定を支援します。</p> <p>(b) お客様は、サービス提供者への支援要請前にサービス用ソフトウェアが表示するコードをサービス提供者に通知するものとします。</p> <p>③ 対象機器および対象ソフトウェアの再インストール・環境再設定</p> <p>(a) 前項の特定支援の結果、対象ソフトウェアの再インストールが必要とサービス提供者が判断した場合、お客様はリモート接続またはサービス提供者指定の技術者の訪問により、対象ソフトウェアを再インストールし、「IT 環境運用支援サービス 追加条項」第3項に定めるお客様の同意にもとづきサービス用ソフトウェアがお客様に送信した機器の環境情報の状態に対象ソフトウェアを再設定します。</p> <p>(b) 前号の対象ソフトウェアの再インストールに起因するお客様のコンピューター・プログラムまたはデータ等の滅失、毀損その他のお客様の損害については、サービス提供者はその責を負わないものとします。</p> <p>(c) ネットワーク機器の再設定が必要な場合、お客様がサービス提供者に提示する管理台帳記載の状態に再設定します。ただし、管理台帳の提示がない場合、ネットワーク機器の工場出荷時の状態に再設定します。</p> <p>④ 他者訪問要請代行</p> <p>第2号の障害発生箇所・原因の特定支援の結果、対象機器の修理が必要とサービス提供者が判断した場合、当該対象機器の修理依頼先事業者に対する訪問修理要請または引き取り修理要請を代行します。ただし、当該要請時期が修理依頼先事業者の営業日・営業時間外に該当する場合、サービス提供者は、当該修理依頼先事業者の翌営業日に訪問修理要請または引き取り修理要請を代行するものとします。</p> <p>⑤ 送付修理手続き代行</p> <p>(a) 第2号の特定支援の結果、対象機器の修理が必要とサービス提供者が判断した場合、当該対象機器の修理依頼先事業者への送付作業を代行します。</p> <p>(b) 対象機器の修理等は、修理依頼先事業者所定の条件に従うものとし、当該修理等に要する費用はお客様の負担とします。</p> <p>(c) 対象機器の取り付けおよび取り外しはサービス提供者が実施します。ただし、修理依頼先事業者による修理終了後の稼働確認は本サービスの対象外とします。</p> <p>(d) 対象機器の修理依頼先事業者への送付に際し、梱包材の手配、送料等、送付および受領に要する費用はお客様の負担とします。</p> <p>2) 前項第4号および第5号の他社訪問要請代行または送付修理手続き代行の対象は機器ならびにネットワーク機器のうちルーター1台およびハブとし、対象機器の保守条件に応じてお客様の責任で修理方式を選択するものとします。</p> <p>3) サービス提供者が本サービスを提供する条件は次のとおりとします。</p> <p>① お客様は、管理台帳を作成し、サービス提供者が要請した場合、サービス提供者に開示するものとします。</p> <p>② お客様は、サービス提供者からサービス用ソフトウェアを起動させるためのID等の情報を通知された場合、2週間以内にサービス用ソフトウェアを機器にインストールするものとします。</p> <p>③ サービス提供者が本サービスを項に提供する時間帯は、サービス提供者の営業日におけるサービス提供者所定の営業時間内とします。</p> <p>④ サービス提供者が技術者を派遣して本サービスを提供する場合、サービス提供者の指定するサービス拠点から100km以上離れている場所において本サービスを提供するとき、お客様はサービス提供の請求にもとづきサービス提供者所定の遠距離保守サービス料金等をサービス提供者に支払うものとします。</p> <p>⑤ サービス提供者が技術者を派遣する場合、お客様は当該技術者が安全に必要な作業が提供できる状態を維持するものとします。</p> <p>⑥ お客様がサービス提供先事業所以外で対象機器を使用している場合、サービス提供者の技術者を派遣した作業は行わないものとします。</p> <p>⑦ お客様は、機器を使用してお客様が作成したコンピューター・プログラムおよびデータ保護のため、適切な防御措置をお客様の費用と責任において常時実施するものとします。</p> <p>⑧ 次のいずれかの事由に該当する場合、サービス提供は本サービスの提供義務を免れるものとします。</p> <p>(a) お客様が第2号に違反し、サービス用ソフトウェアを機器にインストールしていないとき</p> <p>(b) ユーザーがサービス提供者のリモート接続を許可しないとき</p> <p>(c) ネットワーク機器のうち、ルーターが有線（無線兼用を含む）ブロードバンドルーター以外のとき</p> <p>(d) 対象機器またはサービス用ソフトウェア所定の取扱説明書等に記載された操作方法以外の使用または対象機器所定の設置使用環境以外での使用に起因する本サービス</p> <p>(e) 誤操作、落下、電磁的影響、強い衝撃その他取扱い上の不注意に起因する本サービス</p> <p>(f) 対象機器以外の機械装置または対象ソフトウェア以外のコンピューター・プログラム（コンピューター・プログラムの稼働に障害を与えるコンピューター・ウイルス等を含む）に起因する本サービス</p> <p>(g) 本サービス契約時からネットワーク環境などが変更されたことに起因する本サービス</p> <p>(h) 火災、風水害、地震等の天災地変およびその他不可抗力に起因する本サービス</p> <p>(i) 高所作業、重量物の移動をとまう作業その他の危険作業</p> <p>(j) 機械装置のオーバーホールならびにコンピューター・プログラムおよびデータのバックアップ作業</p> <p>4) 本サービスの提供時間帯は、次のとおりとします。 国民の祝日およびサービス提供者所定の年末年始期間を除く月～金曜日の9:00から17:30まで</p>
サービス名	サービス内容・提供条件・制限事項等

IT あんしんサービスパックⅢ (ベーシック)	<p>本サービスは、「IT あんしんサービスパックⅢ (エントリー)」のサービス内容・提供条件・制限事項等に加え、以下の「操作支援」業務を行います。</p> <p>(k) ユーザーからの対象ソフトウェアの一般的な操作に関する問い合わせに対し、電話で回答するものとします。</p> <p>(l) サービス提供者が電話による対応が困難と判断した場合、ユーザーの承諾を得てリモート接続にて対応します。</p> <p>(m) (l)(m)の回答等は、対象ソフトウェア所定のマニュアルまたは取扱説明書等に記載されている操作に関する事項の範囲内とし、対象ソフトウェアの活用に関するコンサルティングおよびマクロ等のプログラム作成に関する事項等、サービス提供者所定の有償サービスに該当するものは除くものとします。</p>
■ オプションサービス	
サービス名	サービス内容・提供条件・制限事項等
IT あんしんサービスパックⅢ 無線 LAN(エントリー/ベーシック)	<p>お客様は、対象機器に無線 LAN 装置を追加できるものとします。ただし、基本サービス「IT あんしんサービスパックⅢ (エントリー)」第 3 項第 7 号の定めに加え、次の場合は本サービスの対象外とします。</p> <p>① 無線 LAN 装置の機能互換性、相性等に起因する性能低下および障害</p> <p>② 機器を接続していない無線 LAN 装置</p> <p>③ 無線 LAN 装置の通信および管理機能以外の用途で接続された周辺機器</p> <p>④ ビル間通信等、屋外アンテナを介した無線 LAN 環境</p>
IT あんしんサービスパックⅢ NAS システム	<p>1) お客様のデータのバックアップおよびリストア作業はお客様の費用と責任で実施するものとします。</p> <p>2) HDD の障害等で NAS 環境の復旧が必要になった場合、サービス提供者の判断により、次のいずれかの方法による環境設定情報の復旧を支援します。</p> <p>① RAID の再構築または外付 HDD からのリカバリー</p> <p>② お客様から提供された設定情報ファイルのリストア</p> <p>③ ネットワーク管理台帳に記載されたネットワーク設定情報の再設定。ただし、お客様がネットワーク管理台帳をまたは設定情報ファイルをサービス提供者に提示しない場合、対象機器の標準設定までとします。</p> <p>3) お客様が障害復旧の手段として実施する RAID の再構築または外付 HDD からのリカバリー作業に付随してリストアされたお客様のデータは、サービス提供者の責任範囲外とします。</p> <p>4) 各基本サービスの提供条件に加え、次の場合は本サービスの対象外とします。</p> <p>① お客様とサービス提供者間の基本サービスの契約が有効でないとき。</p> <p>② NAS がお客様とサービス提供者間の基本サービスの契約対象の PC と同一事業所かつ同一ネットワークに接続されていないとき。</p> <p>③ 対象ハードウェアの製造時業者が提供するソフトウェアおよびファイルサーバー機能 (SMB プロトコルベースの Windows ファイル共有機能) 以外のオプション機能に関する本サービス。</p> <p>④ 破損したハードディスクのデータ復旧作業。</p> <p>⑤ ファームウェアおよび付属ソフトウェアのアップデート作業。</p>
IT あんしんサービスパックⅢ 時間外受付サービス(エントリー/ベーシック)	<p>サービス提供者がお客様に提供する本サービスのうち、次のサービスについて、次の時間帯を追加します。</p> <p>【対象サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ IT あんしんサービスパックⅢ (エントリー)：障害発生箇所・原因の特定支援 ・ IT あんしんサービスパックⅢ (ベーシック)：障害発生箇所・原因の特定支援、操作支援 <p>【追加時間帯】</p> <p>国民の祝日およびサービス提供者所定の年末年始期間を除く月～金曜日の 17:30 から 21:00 まで</p>
IT あんしんサービスパックⅢ エージェントインストールⅢ (エントリー/ベーシック)	<p>1) 本サービスは、「訪問基本サービス(IT 環境運用支援サービス用)」が同時に契約されることを前提として提供します。</p> <p>2) サービス提供者は、お客様が開示するサービス用ソフトウェアを起動させる ID 等にもとづき、お客様が指定する機器にサービス用ソフトウェアをインストールします。</p> <p>3) サービス提供者が本サービスに着手した時点で、お客様はサービス用ソフトウェア所定の使用許諾条件に合意したものとみなします。</p> <p>4) 本サービスを契約する場合、「訪問基本サービス(IT 環境運用支援サービス用)」を同時に契約するものとし、「訪問基本サービス(IT 環境運用支援サービス用)」の条件に従うものとします。</p>
IT あんしんサービスパックⅢ ネットワーク管理台帳簡易作成サービスⅢ	<p>1) 本サービスは、「訪問基本サービス(IT 環境運用支援サービス用)」が同時に契約されることを前提として提供します。</p> <p>2) サービス提供者は、お客様の依頼にもとづき、本サービスの対象となるお客様のネットワーク機器の設定情報を確認し、管理台帳を作成します。</p> <p>3) 本サービスを契約する場合、「訪問基本サービス(IT 環境運用支援サービス用)」を同時に契約するものとし、「訪問基本サービス(IT 環境運用支援サービス用)」の条件に従うものとします。</p>
訪問基本サービス(IT 環境運用支援サービス用)	<p>1) 本サービスは、「IT あんしんサービスパックⅢ エージェントインストールⅢ(エントリー/ベーシック)」および/または「IT あんしんサービスパックⅢ ネットワーク管理台帳簡易作成サービスⅢ」(以下、「役務代行サービス」と総称します)をご契約いただいたお客様に提供します。</p> <p>2) お客様は、役務代行サービス作業完了後すみやかに、お客様の指示どおりに役務代行サービスが実施されているか確認し、「終了承認証/受領証」をサービス提供者へ提出するものとします。</p> <p>3) 前項の「終了承認証/受領証」の交付をもって、役務代行サービスは完了するものとします。</p> <p>4) サービス提供者が役務代行サービスを着手したにもかかわらず、サービス提供者の責によらず役務代行サービスを完了できなかった場合でも、お客様はサービス提供者に対して本サービス料金を支払うものとします。</p> <p>5) お客様は、役務代行サービスをサービス提供者に依頼するにあたり、サービス提供者の作業着手前までに機器に格納されているコンピューター・プログラムおよびデータ等を保護するためバックアップ等の適切な防御措置をお客様の費用と責任で実施するものとします。</p> <p>6) 役務代行サービス完了後、お客様が機器またはサービス用ソフトウェアの設定を変更した結果について、サービス提供者はいかなる責任も負わないものとします。</p> <p>7) サービス提供者は、お客様が第 5 項の防御措置を実施しなかったことによる損害について、一切の責を負わないものとします。</p> <p>8) 第 6 項および第 7 項の定めは、役務代行サービス完了後も有効に存続するものとします。</p>

IT あんしんサービスパックⅢ アドバンス

■基本サービス

サービス名	サービス内容・提供条件・制限事項等
<p>IT あんしんサービスパックⅢ (アドバンス) 基本サービス</p>	<p>1) 本サービスにおいて、次の用語を以下のとおり定義するものとします。 ①主契約事業所とは、本サービスを契約するサービス契約の契約明細に記載の事業所を意味します。 ②事業所とは、主契約事業所以外のサービス契約の契約明細に記載のサービス提供先事業所を意味します。</p> <p>2) 本サービスの内容は次のとおりとします。 ①サービス用ソフトウェアおよびお客様専用サイトを通じた情報の収集と提供 (a) サービス提供者は、サービス提供先事業所の機器、ネットワーク機器およびそれらが存在するサブネット上の情報をサービス用ソフトウェアにより収集できるものとします。 (b) 主契約事業所は(a)にもとづき収集された情報をお客様専用サイトを通じて閲覧できるものとし、事業所は主契約事業所による当該閲覧を承諾します。 (c) お客様専用サイトのパスワードはお客様が自らの責任において管理するものとします。 ②障害発生箇所・原因の特定支援 (a) 対象機器および対象ソフトウェアに障害が発生した場合、サービス提供者はお客様の要請にもとづき、電話またはリモート接続によりお客様が行う障害発生箇所または原因の特定を支援します。 (b) お客様は、サービス提供者への支援要請前にサービス用ソフトウェアが表示するコードをサービス提供者に通知するものとします。 ③対象機器および対象ソフトウェアの再インストール・環境再設定 (a) ②の障害発生箇所・原因の特定支援の結果、対象ソフトウェアの再インストールが必要とサービス提供者が判断した場合、サービス提供者はリモート接続またはサービス提供者指定の技術者の訪問により、対象ソフトウェアを再インストールし、「IT 環境運用支援サービス追加条項」第3項に定めるお客様の承認にもとづきサービス用ソフトウェアがサービス提供者に送信した機器の環境情報の状態に対象ソフトウェアを再設定します。 (b) ①の対象ソフトウェアの再インストールに起因するお客様のコンピューター・プログラムまたはデータ等の損失、毀損その他のお客様損害については、サービス提供者はその責を負わないものとします。 (c) ネットワーク機器の再設定が必要な場合、お客様はサービス提供者に提示する管理台帳記載の状態に再設定します。ただし、管理台帳の提示がない場合、ネットワーク機器の工場出荷時の状態に再設定します。 ④他社訪問要請代行 (a) ②の障害発生箇所・原因の特定支援の結果、対象機器の修理が必要とサービス提供者が判断した場合、当該対象機器の修理依頼先事業者に対する訪問修理要請または引取り修理要請を代行します。ただし、当該要請時期が修理依頼先事業者の営業日・営業時間外に該当する場合、サービス提供者は、当該修理依頼先事業者の翌営業日に訪問修理養成または引取り修理要請を代行するものとします。 (b) (a)の修理等は修理依頼先事業者所定の条件に従うものとし、当該修理等に要する費用はお客様の負担とします。 ⑤送付修理手続代行 (a) ②の障害発生箇所・原因の特定支援の結果、対象機器の修理が必要とサービス提供者が判断した場合、当該対象機器の修理依頼先事業者への送付作業を代行します。 (b) 対象機器の修理等は、修理依頼先事業者所定の条件に従うものとし、当該修理等に要する費用はお客様の負担とします。 (c) 対象機器の取り付けおよび取り外しはサービス提供者が実施します。ただし、修理依頼先事業者による修理終了後の稼働確認は本サービスの対象外とします。 (d) 対象機器の修理依頼先事業者への送付に際し、梱包材の手配、送料等、送付および受領に要する費用はお客様の負担とします。 ⑥操作支援 (a) ユーザーからの対象ソフトウェアの一般的な操作に関する問い合わせに対し、電話で回答するものとします。 (b) サービス提供者が電話による対応が困難と判断した場合、ユーザーの承諾を得てリモート接続で対応します。 (c) (a)および(b)の回答等は、対象ソフトウェアの所定のマニュアルまたは取扱説明書等に記載されている操作に関する事項の範囲内とし、対象ソフトウェアの活用に関するコンサルティングおよびマクロ等のプログラム作成に関する事項等、サービス提供者所定の有償サービスに該当するものは除くものとします。 ⑦前2号の他社訪問要請代行または送付修理手続代行の対象は機器ならびにネットワーク機器のうちルーター1台およびハブとし、対象機器の保守条件に応じてお客様の責任で修理方式を選択するものとします。 ⑧お客様は管理台帳に無線 LAN 装置を記載し、サービス提供者に開示した場合、お客様は対象機器に無線 LAN 装置を無償で追加できるものとします。ただし、次の場合は本サービスの対象外とします。 (a) 無線 LAN 装置の機能互換性、相性等に起因する性能低下および障害 (b) 機器を接続していない無線 LAN 装置 (c) 無線 LAN 装置の通信および管理機能以外の用途で接続された周辺機器 (d) ビル間通信等、屋外アンテナを介した無線 LAN 環境</p> <p>3) サービス提供者が本サービスを提供する条件は次のとおりとします。 ①お客様は、管理台帳を作成し、サービス提供者が要請した場合、サービス提供者に開示するものとします。 ②お客様は、サービス提供者からサービス用ソフトウェアを起動させるための ID 等の情報を通知された場合、2 週間以内にサービス用ソフトウェアを機器にインストールするものとします。 ③サービス提供者が本サービスを項に提供する時間帯は、サービス提供者の営業日におけるサービス提供者所定の営業時間内とします。 ④サービス提供者が技術者を派遣して本サービスを提供する場合、サービス提供者の指定するサービス拠点から 100km 以上離れている場所において本サービスを提供するとき、お客様はサービス提供の請求にもとづきサービス提供者所定の遠距離保守サービス料金等をサービス提供者に支払うものとします。 ⑤サービス提供者が技術者を派遣する場合、お客様は当該技術者が安全に必要な作業が提供できる状態を維持するものとします。 ⑥お客様がサービス提供先事業所以外で対象機器を使用している場合、サービス提供者の技術者を派遣した作業は行わないものとします。 ⑦お客様は、機器を使用してお客様が作成したコンピューター・プログラムおよびデータ保護のため、適切な防御措置をお客様の費用と責任において常時実施するものとします。 ⑧次のいずれかの事由に該当する場合、サービス提供は本サービスの提供義務を免れるものとします。 (n) お客様が第2号に違反し、サービス用ソフトウェアを機器にインストールしていないとき (o) ユーザーがサービス提供者のリモート接続を許可しないとき (p) ネットワーク機器のうち、ルーターが有線（無線兼用を含む）ブロードバンドルーター以外</p>

	<p>(q) 対象機器またはサービス用ソフトウェア所定の取扱説明書等に記載された操作方法以外の使用または対象機器所定の設置使用環境以外での使用に起因する本サービス</p> <p>(r) 誤操作、落下、電磁的影響、強い衝撃その他取扱い上の不注意に起因する本サービス</p> <p>(s) 対象機器以外の機械装置または対象ソフトウェア以外のコンピューター・プログラム（コンピューター・プログラムの稼動に障害を与えるコンピューター・ウイルス等を含む）に起因する本サービス</p> <p>(t) 本サービス契約時からネットワーク環境などが変更されたことに起因する本サービス</p> <p>(u) 火災、風水害、地震等の天災地変およびその他不可抗力に起因する本サービス</p> <p>(v) 高所作業、重量物の移動をとまう作業その他の危険作業</p> <p>(w) 機械装置のオーバーホールならびにコンピューター・プログラムおよびデータのバックアップ作業</p> <p>4) サービス契約の「関連会社欄」にサービス提供者の関連会社が表示されている場合、サービス提供者は、当該関連会社に代理してお客様とサービス契約を締結する者とし、当該関連会社が本契約にしたがって契約を履行するものとします。</p>
IT あんしんサービスパックⅢ（アドバンス）台数追加（拠点用）	<p>1) 基本サービスの対象となる事業所を追加します。</p> <p>2) 主契約事業所が契約した基本サービスが終了した場合、本サービスも同時に終了するものとします。サービス契約の「関連会社欄」にサービス提供者の関連会社が表示されている場合、サービス提供者は、当該関連会社に代理してお客様とサービス契約を締結する者とし、当該関連会社が本契約にしたがって契約を履行するものとします。</p>
■ オプションサービス	
IT あんしんサービスパックⅢ（アドバンス）台数追加（基本サービス用）	主契約事業所の機器またはネットワーク機器を、基本サービスの対象機器に追加します。
IT あんしんサービスパックⅢ NAS システム	<p>1) お客様のデータのバックアップおよびリストア作業はお客様の費用と責任で実施するものとします。</p> <p>2) HDDの障害等でNAS環境の復旧が必要になった場合、サービス提供者の判断により、次のいずれかの方法による環境設定情報の復旧を支援します。</p> <p>① RAIDの再構築または外付HDDからのリカバリー</p> <p>② お客様から提供された設定情報ファイルのリストア</p> <p>③ ネットワーク管理台帳に記載されたネットワーク設定情報の再設定。ただし、お客様がネットワーク管理台帳をまたは設定情報ファイルをサービス提供者に提示しない場合、対象機器の標準設定までとします。</p> <p>3) お客様が障害復旧の手段として実施するRAIDの再構築または外付HDDからのリカバリー作業に付随してリストアされたお客様のデータは、サービス提供者の責任範囲外とします。</p> <p>4) 基本サービスの提供条件に加え、次の場合は本サービスの対象外とします。</p> <p>① お客様とサービス提供者間の基本サービスおよび「IT あんしんサービスパックⅢ（アドバンス）台数追加（基本サービス用）」の契約が有効でないとき。</p> <p>② NASがお客様とサービス提供者間の基本サービスおよび「IT あんしんサービスパックⅢ（アドバンス）台数追加（基本サービス用）」の契約対象のPCと同一事業所かつ同一ネットワークに接続されていないとき。</p> <p>③ 対象ハードウェアの製造時業者が提供するソフトウェアおよびファイルサーバー機能（SMBプロトコルベースのWindowsファイル共有機能）以外のオプション機能に関する本サービス。</p> <p>④ 破損したハードディスクのデータ復旧作業。</p> <p>⑤ ファームウェアおよび付属ソフトウェアのアップデート作業。</p>
IT あんしんサービスパックⅢ 時間外受付サービス（アドバンス）	<p>サービス提供者がお客様に提供する本サービスのうち、次のサービスについて、次の時間帯を追加します。</p> <p>【対象サービス】</p> <p>・IT あんしんサービスパックⅢ（アドバンス）：障害発生箇所・原因の特定支援、操作支援</p> <p>【追加時間帯】</p> <p>国民の祝日およびサービス提供者所定の年末年始期間を除く月～金曜日の17:30から21:00まで</p>
IT あんしんサービスパックⅢ エージェントインストーラⅢ（アドバンス）	<p>1) 本サービスは、「訪問基本サービス（IT環境運用支援サービス用）」が同時に契約されることを前提として提供します。</p> <p>2) サービス提供者は、お客様が開示するサービス用ソフトウェアを起動させるID等にもとづき、お客様が指定する機器にサービス用ソフトウェアをインストールします。</p> <p>3) サービス提供者が本サービスに着手した時点で、お客様はサービス用ソフトウェア所定の使用許諾条件に合意したものとみなします。</p>
IT あんしんサービスパックⅢ ネットワーク管理台帳簡易作成サービスⅢ	<p>1) 本サービスは、「訪問基本サービス（IT環境運用支援サービス用）」が同時に契約されることを前提として提供します。</p> <p>2) サービス提供者はお客様の依頼にもとづき本サービスの対象となるお客様のネットワーク機器の設定情報を確認し、管理台帳を作成します。</p>
訪問基本サービス（IT環境運用支援サービス用）	<p>1) 本サービスは、「IT あんしんサービスパックⅢ エージェントインストーラⅢ」および/または「IT あんしんサービスパックⅢ ネットワーク管理台帳簡易作成サービスⅢ」（以下、「役務代行サービス」と総称します）をご契約いただいたお客様に提供します。</p> <p>2) お客様は、役務代行サービス作業完了後すみやかに、お客様の指示どおりに役務代行サービスが実施されているか確認し、「終了承認証/受領証」をサービス提供者へ提出するものとします。</p> <p>3) 前項の「終了承認証/受領証」の交付をもって、役務代行サービスは完了するものとします。</p> <p>4) サービス提供者が役務代行サービスを着手したにもかかわらず、サービス提供者の責によらず役務代行サービスを完了できなかった場合でも、お客様はサービス提供者に対して本サービス料金を支払うものとします。</p> <p>5) お客様は、役務代行サービスをサービス提供者に依頼するにあたり、サービス提供者の作業着手前までに機器に格納されているコンピューター・プログラムおよびデータ等を保護するためバックアップ等の適切な防御措置をお客様の費用と責任で実施するものとします。</p> <p>6) 役務代行サービス完了後、お客様が機器またはサービス用ソフトウェアの設定を変更した結果について、サービス提供者はいかなる責任も負わないものとします。</p> <p>7) サービス提供者は、お客様が第5項の防御措置を実施しなかったことによる損害について、一切の責を負わないものとします。</p> <p>第6項および第7項の定めは、役務代行サービス完了後も有効に存続するものとします。</p>

モバイルあんしんマネジメントサービスⅡ	
■基本サービス	
サービス名	サービス内容・提供条件・制限事項等
モバイルあんしんマネジメントサービスⅡ(エントリー)	<p>1) 本サービスの内容は次のとおりとします。</p> <p>① 端末監視機能 インターネットを介した、お客様専用の管理者サイトから対象端末の管理に必要な以下の機能</p> <p>(a) リモートロック (b) リモートワイプ (c) 遠隔監視 (d) 資産管理 (e) メッセージ送信</p> <p>② 問い合わせ対応 モバイルあんしんマネジメントサービスツールの電話によるヘルプデスク対応</p> <p>③ リモートロック代行入力業務 OptimalBiz エージェントソフトウェアを介した対象端末のリモートロック代行入力業務</p> <p>2) 前項で定める内容の詳細については、サービス提供者が別途提示する「サービス提供条件およびサービス仕様」に記載するものとします。</p> <p>3) サービス提供者が本サービスを提供する条件は次のとおりとします。</p> <p>① 対象端末の台数は、1000 台を上限の台数とします。</p> <p>② サービス提供者が本サービスをお客様に提供する時間帯は、次のとおりとします。</p> <p>(a) 第 1 項第 1 号および第 3 号については、24 時間 365 日とします。ただし、メンテナンスおよびシステム障害等の時間は除くものとします。</p> <p>(b) 第 1 項第 2 号については、国民の祝日および年末年始（12 月 31 日～1 月 3 日）を除く月～金曜日の 9:00 から 21:00 までとします。</p> <p>③ お客様は、別途サービス提供者が提示する書式で、サービス契約開始時の対象端末の構成等をサービス提供者に通知するものとします。</p> <p>④ お客様は対象端末の構成を追加する等、前号にもとづきサービス提供者に通知した内容を変更する場合、お客様は事前にサービス提供者に通知するものとします。</p> <p>⑤ お客様は、対象端末を使用してお客様が作成したコンピューター・プログラムおよびデータ保護のため、適切な防御措置をお客様の費用と責任において常時実施する者とします。</p> <p>⑥ 次のいずれかに該当する場合、サービス提供者は本サービスの提供義務を免れるものとします。</p> <p>(a) 対象端末所定の取扱説明書等に記載された操作方法以外での使用、または対象端末所定の設置使用環境以外での使用に起因する本サービス</p> <p>(b) 誤操作、落下、電磁的影響、強い衝撃その他取扱い上の不注意に起因する本サービス</p> <p>(c) 対象端末以外の機械装置またはコンピューター・プログラム（コンピューター・プログラム稼働に障害を与えるコンピューター・ウイルス等を含む）に起因する本サービス</p> <p>(d) 火災、風水害、地震等の天災地変およびその他不可抗力に起因する本サービス</p> <p>(e) 機械装置のオーバーホールならびにコンピューター・プログラムおよびデータのバックアップ作業</p> <p>(f) 対象端末に対する個別の登録・変更作業</p> <p>⑦ お客様は、サービス提供者への問い合わせ担当者（以下「特定者」という）を選任し、サービス提供者へ通知するものとし、サービス提供者への問い合わせは特定者に限定するものとします。</p>
モバイルあんしんマネジメントサービスⅡ(ベーシック)	<p>本サービスは、「モバイルあんしんマネジメントサービスⅡ（エントリー）」のサービス内容・提供条件・制限事項に、以下の「端末監視機能」の条件を追加します。</p> <p>(f) 遠隔ポリシー設定・実行 (g) デバイス制御 (h) アプリケーション管理</p>
■オプションサービス	
モバイルあんしんマネジメントサービスⅡ エージェントインストール	<p>1) 本サービスは、「訪問基本サービス(IT 環境運用支援サービス用)」が同時に契約されることを前提として提供します。</p> <p>2) お客様は、本サービスをサービス提供者の依頼するにあたり、サービス提供者が提示する設定依頼書に必要情報を記入し、サービス提供者に交付するものとします。</p> <p>3) お客様は、本サービスの提供に必要なサービス用ソフトウェアをサービス提供者に提供・開示するものとし、サービス提供者はサービス用ソフトウェアのユーザーマニュアルにもとづき、対象端末にサービス用ソフトウェアをインストールします。</p> <p>4) サービス提供者は、第 1 項の設定依頼書に記入された情報を対象端末にインストールしたサービス用ソフトウェアに登録します。</p> <p>5) サービス提供者が本サービスに着手した時点で、お客様はサービス用ソフトウェア所定の使用許諾条件に同意したものとみなします。</p> <p>6) お客様は、サービス提供者の作業完了後すみやかに当該完了を確認し、「終了確認証」をサービス提供者に交付するものとします。</p> <p>7) 前項の「終了確認証」の交付をもって、本サービスは完了するものとします。</p> <p>8) サービス提供者が本サービスをお客様に提供する時間帯は、サービス提供者の営業日におけるサービス提供者所定の営業時間内とします。</p> <p>9) サービス提供者は、本サービスがサービス契約に記載の完了希望日までに完了できない事由が生じた場合、すみやかにお客様に対し通知し、その扱いについて別途協議するものとします。</p> <p>10) 本サービス完了後、お客様はサービス契約で定める支払条件にもとづきサービス提供者に当該サービスの料金を支払うものとします。サービス提供者が本サービスを着手したにもかかわらず、サービス提供者の責によらず本サービスを完了できなかった場合でも、お客様はサービス提供者に対して本サービスの料金を支払うものとします。</p>
訪問基本サービス(IT 環境運用支援サービス用)	<p>1) 本サービスは、「モバイルあんしんマネジメントサービスⅡ エージェントインストール」(以下、「役務代行サービス」といいます)をご契約いただいたお客様に提供します。</p> <p>2) お客様は、役務代行サービス作業完了後すみやかに、お客様の指示どおりに役務代行サービスが実施されているか確認し、「終了承認証/受領証」をサービス提供者へ提出するものとします。</p> <p>3) 前項の「終了承認証/受領証」の交付をもって、役務代行サービスは完了するものとします。</p> <p>4) サービス提供者が役務代行サービスを着手したにもかかわらず、サービス提供者の責によらず役務代行サービスを完了できなかった場合でも、お客様はサービス提供者に対して本サービス料金を支払うものとします。</p> <p>5) お客様は、役務代行サービスをサービス提供者に依頼するにあたり、サービス提供者の作業着手前までに機器に格納されているコンピューター・プログラムおよびデータ等を保護するためバックアップ等の適切な防御措置をお客様の費用と責任で実施するものとします。</p> <p>6) 役務代行サービス完了後、お客様が機器またはサービス用ソフトウェアの設定を変更した結果について、サービス提供者はいかなる責任も負わないものとします。</p> <p>7) サービス提供者は、お客様が第 5 項の防御措置を実施しなかったことによる損害について、一切の責を負わないものとします。</p> <p>8) 第 6 項および第 7 項の定めは、役務代行サービス完了後も有効に存続するものとします。</p>